

まちづくり初動期活動サポート助成団体
代表者 各位

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター
理事長 田中 一史
(公印省略)

令和6年度まちづくり初動期活動サポート助成に係る助成金の
検査等について (通知)

平素は、当センターの事業についてご協力、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記サポート助成につきましては、まちづくり初動期活動サポート助成金交付要綱の規定に基づき、助成金の検査及び活動実績報告書の提出が必要です。

つきましては、下記のとおり助成金の検査等を実施いたしますので対応のほどよろしく
お願いいたします。

記

1 活動実績報告書の提出

(1) 提出書類 各1部 (⑥は確認後返却します)

- ① 活動実績報告書 (第5号様式)
- ② 活動実施報告書 (第5号様式別紙)
- ③ 活動内容がわかる資料
 - ・ 調査報告書等の活動成果品又はその写し (副本等)
 - ・ 印刷物 (チラシ・リーフレット・ポスター類その他)
 - ・ 勉強会その他のイベント開催や作業が確認できる資料 (レジュメ、写真等)
- ④ 活動資金 (収支) 報告書 (第5号様式別紙)
 - ※ 助成対象活動の内容、又は活動に要する経費の配分を変更がある場合は、事前に承認を受けること。
 - ※ 事業が完了していない場合は、見込みの金額でも結構です。
- ⑤ 収入支出証拠書類 (出納簿、領収書、通帳その他収入・支出がわかる書類) の写し
 - ※ 助成金を充当していない項目についても必要です。
 - ※ 助成金の未執行があるは、執行後、速やかに提出頂きます。
- ⑥ ⑤の原本 (出納簿、領収書、通帳その他収入・支出がわかる書類)

(2) **提出期限** 令和6年3月7日(金)まで
未払金・未収金がある場合でも、見込額で作成し、一旦提出をしてください。

(3) **提出方法** センターまで持参してください。
提出日時は事前に当センターの担当者にご連絡ください。
当日は活動内容等についてヒアリングをさせていただきます。
なお、(1)の①～⑤でデータ化が可能なものは、別途メールで送付してください。

2 コンサルタント業務委託に係る助成金の請求

(1) **提出書類 各1部(②は確認後返却します)**

①助成金請求書(第4号様式)

②成果品等(業務の完了が確認できる資料)

(2) **提出期限** 令和7年2月26日(金)まで

(3) **提出方法** センターまで持参してください。
提出日時は事前に当センターの担当者にご連絡ください。
当日は業務委託の内容等についてヒアリングをさせていただきます。

3 助成金の確定及び返還

(1) 提出いただいた実績報告書の内容が助成金交付の決定内容に適合しているか、助成金が交付決定のとおり助成対象経費に充てられているかを審査し、適合していると認められたときは助成金の額を確定し通知いたします。

(2) 助成金の額を確定した際、すでに確定した額を超える助成金を交付している場合、超えている部分の助成金を要綱第14条に基づいて返還させていただきます。

4 活動実績報告会

・助成団体の今年度の活動実績の報告会を次の日程で予定していますので、各団体から発表をお願いします

とき 5月15日(木) 16日(金)

ところ 当センター会議室

発表 20分程度

・他団体の報告の聴講も可能です。まちづくり活動の参考にもなると思いますので、是非ご参加ください。

・報告会の詳細については、後日、ご連絡させていただきます

5 お問い合わせ先及び提出先

(公財) 大阪府都市整備推進センター まちづくり支援課 担当：富山・井本
[大阪市中央区本町1丁目8番12号\(オーク堺筋本町ビル10階\)](#)

Osaka Metro 堺筋本町駅 12番出口すぐ

TEL : 06-6262-7724 / FAX : 06-6262-2675

E-MAIL : machisapo@toshiseibi.org

※本お知らせ及び各様式等は、当センターホームページ『おしらせ』・『まちづくり活動支援の要綱と各種様式』に登載しておりますので、ダウンロードのうえご利用ください。

■まちづくり初動期活動サポート助成金交付要綱に係る様式一覧

https://toshiseibi.org/shien/chiiki_jyuminkatsudou/kakusyuyousiki